

犯罪被害者やその家族の人権を尊重しよう

犯罪被害者及びその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷等により名誉が傷つけられたり、私生活の平穏が脅かされたりするなどの人権問題が発生しています。

犯罪被害者及びその家族の立場を考え、この問題についての関心と理解を深めていくことが必要です。

(1) 「犯罪被害者等」とは

私たちは、誰でも“幸福に生きる権利”をもっており、それは憲法でも保障されています。しかし、世の中には犯罪事件や交通事故等によって、ある日突然、“幸福に生きる権利”を奪われてしまうことがあります。

“幸福に生きる権利”が奪われるのは被害者本人だけではありません。家族や遺族等の平穏な生活を侵害することもあります。

そのため、法律などでは、「犯罪被害者等」という言葉が用いられています。

犯罪被害者やその家族は、一部の特別な人ではありません。

明日、あなたやあなたの家族が犯罪に巻き込まれないとも限りません。



犯罪被害者等支援シンボルマーク
「ギュっとちゃん」



兵庫県警察 HP では、折り紙でつくることができる「ギュっとちゃん」が紹介されています。

(<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/sodan/hanzai/index10.htm> →)

(2) 犯罪被害者やその家族の人権侵害

犯罪被害者やその家族は、犯罪そのものやその後遺症による精神的負担や身体の不調、医療費の負担や失業・転職による経済的困窮、さらに、捜査や裁判過程における精神的・時間的負担等に苦しんでいます。

そのうえ、過剰な取材や報道、興味本位なうわさや心ない中傷、インターネット上の悪意の書き込み等によって名誉を傷つけられたり、プライバシーが侵害されたりする等、精神的苦痛にさらされることもあります（このような被害を「二次的被害」と呼んでいます）。このように、平穏な生活を送る権利が侵害されてしまいがちな状況にあります。

(3) 犯罪被害者やその家族の人権を守る制度

犯罪被害者やその家族の人権に対する配慮と保護を図るために、2005(平成 17)年には『犯罪被害者等基本法』が施行されました。また、犯罪被害者等やその支援に関わる人からの具体的な要望によって、犯罪被害者等の権利を総合的に保障する『犯罪被害者等基本計画』が策定されました。尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること、国民の総意を形成しながら展開されることなどの 4 つの基本方針と「損害回復・経済的支援」や「支援のための体制整備」、「国民の理解の増進と配慮・協力の確保」など 5 つの重点課題を定め、それにかかる様々な具体的な政策が着実に施行されています。

(裏面参照)

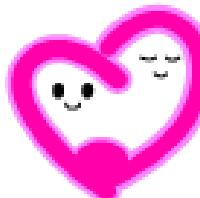
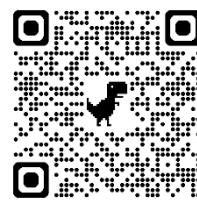
(4) 公益社団法人「ぎふ犯罪被害者支援センター」

(<https://gifu-vsc.org/> →)

「ぎふ犯罪被害者支援センター」は、犯罪や交通事故の被害者やその家族をサポートする機関です。

岐阜県公安委員会から、被害者支援を適正に行うことができる法人として、「犯罪被害者等早期援助団体」に指定され、電話相談や面接相談、病院・警察・裁判所等への付き添いなどを無料で行っています。

警察からセンターへの情報提供は、被害者やその遺族の同意を得て行われ、守秘義務もあります。安心してご利用ください。



ぎふ犯罪被害者支援センター
シンボルマーク「こころっぴー」

犯罪被害者やその家族を支える、私たち一人一人の理解と対応

社会的な関心の高まりや関係者の努力により、犯罪被害者やその家族に対する配慮や保護などの支援体制は改善されてきました。

しかし、制度面の改革だけでなく、私たち一人ひとりが犯罪被害者等に対する理解を深め、無責任なうわさや興味本位の報道が生じないよう、人権に配慮していくことが大切です。

あなたならどうしますか？

「犯罪の被害にあった人やその家族が、社会の理解不足から好奇の目にさらされて苦しんだり、被害によって経済的に困ったりすることがあります。このことについて、あなたはどう考えますか。」

	A	マスコミ報道をはじめ、社会全体や一人ひとりが、心情を思いやる配慮をすることが大切である。
	B	まず、犯罪の被害に対しての保障が必要である。

〈犯罪被害者やその家族の人権を守る制度の紹介〉

第4次犯罪被害者等基本計画(R3.4.1～R8.3.31 5年間)

〈4つの基本方針〉(第1次基本計画より継続) ① 尊厳にふさわしい処遇を権利として保障すること。 ② 個々の事情に応じて適切に行われること。 ③ 途切れることなく行われること。 ④ 国民の総意を形成しながら展開されること。	〈5つの重点課題〉(第1次基本計画より継続) ① 損害回復・経済的支援等への取組 ② 精神的・身体的被害の回復・防止への取組 ③ 刑事手続への関与拡充への取組 ④ 支援等のための体制整備への取組 ⑤ 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組
---	--

第3次犯罪被害者等基本計画(H28.4.1～R2年度末 5年間)

重傷病給付金の給付期間の延長、仮給付金の額の制限の見直し、幼い遺児がいる場合における遺族給付金の額の引上げ及び親族間犯罪における減額・不支給事由の見直しを内容とする犯罪被害給付制度の一層の拡充が行われたほか、H30年7月までに、カウンセリング費用の公費負担制度が全国で整備された。 H30年10月までに、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（被害直後からの医療的支援、法的支援、相談を通じた心理的支援等を総合的に行うために設置された組織。以下単に「ワンストップ支援センター」という。）が全ての都道府県に設置された。加えて、H31年4月までに、犯罪被害者等に適切な情報提供等を行う総合的対応窓口が全ての地方公共団体に設置された。
--

第1次犯罪被害者等基本計画(H17.12.27～H22年度末 5年間)及び

第2次犯罪被害者等基本計画(H23.4.1～H27年度末 5年間)

犯罪被害給付制度の拡充、損害賠償命令制度の創設、被害者参加制度の創設・拡充等が図られた。
--

警察庁 HP:犯罪被害者等施策

(<https://www.npa.go.jp/hanzaihigai/index.html> →)

次のような内容が紹介されています。



岐阜市人権啓発
シンボルマーク
「あったかハートちゃん」

○ 政府の犯罪被害者等施策	施策の掲載だけでなく、被害者等や支援者の声、犯罪被害者団体等が紹介されています。
○ 警察の犯罪被害者等施策	被害者相談窓口や各種支援制度等が紹介されています。 作文コンクールの作品、警察職員による手記の紹介もあります。
○ 法令・基本計画・白書・公表資料等	
○ 相談窓口	犯罪被害等に遭われた際の相談窓口が掲載されています。
○ 犯罪被害等に遭われた方へ	必要とする支援等に応じた制度や機関等が紹介されています。
	・総合的相談 ・心身の不調 ・インターネット・SNSの誹謗中傷に関すること ・加害者に関すること ・政府・地方公共団体が関与する相談先 ・医療費の問題 ・検査・裁判に伴う問題 01 身体的な被害（殺人、傷害等） 02 性犯罪被害 03 交通事故事件 04 犯罪被害相談全般

岐阜県警 HP 犯罪被害者支援 (<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/police/5938.html> →)

「道しるべ」というリーフレット(PDF)で主に次のような内容が紹介されています。

- 捜査や裁判はどのように進み、犯人はどのような手続きで処罰されるのか
- 利用できる制度には、どのようなものがあるのか

